

沖ト協発第74号
令和5年7月18日

会員事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長
(公印省略)

『令和5年度 第1回 運送業法改正説明会』の開催について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、働き方改革に向けて、改正労働基準法が順次施行され、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されております自動車運転者についても、令和6年4月1日から適用されます。

そこで、名護労働基準監督署より別添のとおり北部地区の運送事業者向け説明会のご案内がございますので、参加を希望される会員事業者様は、下記及び別紙をご確認の上「説明会等受付サイト」へお申込いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 日時 令和5年8月17日(木) 午後2時～午後4時30分(予定)

2. 申込先 労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト

[令和5年度 第1回 運送業法改正説明会 | 労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp)

以上

会議QRコード



【問い合わせ先】

名護労働基準監督署 監督・安衛課 大城

〒905-0011

沖縄県名護市字宮里 452-3 名護地方合同庁舎 1階

電話：0980-52-2691 FAX：0980-53-2304

e-Mail：nago-kantokusho@mhlw.go.jp

北部地区運送業者の皆様

名護労働基準監督署長



『令和 5 年度 第 1 回 運送業法改正説明会』の開催について（ご案内）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、労働基準行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、働き方改革に向けて、改正労働基準法が順次施行され、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されております自動車運転者についても、令和 6 年 4 月 1 日から同規制が適用されます。

また、労働安全衛生法が改正され、令和 5 年 10 月からトラックでの荷役作業時における安全対策が順次強化されます。

そこで、北部地区の運送事業者の皆様へ、改正労働基準法及び改正労働安全衛生法についてご案内したく、下記のとおり説明会を開催いたします。

説明会では、改正改善基準告示、新たな 36 協定の様式、テールゲートリフターを使用する作業への特別教育など、について説明します。

本講習会につきましては、Microsoft Teams を使用したオンライン形式を予定しておりますので、ご参加の際は、「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」を参照の上、同サイトよりお申込みください。また、事前に質疑等がある場合は下記問い合わせ先メールアドレスあてにご質問いただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

1 日 時 令和 5 年 8 月 17 日(木) 午後 2 時から午後 4 時 30 分まで（予定）

2 申し込み先 労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/MTcwNA==/e0e90f312d954f77b91e5605346d9099>



【問い合わせ先】

名護労働基準監督署 監督・安衛課 大城

〒905-0011

沖縄県名護市字宮里 452-3 名護地方合同庁舎 1 階

電話：0980-52-2691 FAX：0980-53-2304

E-Mail: nago-kantokusho@mhlw.go.jp